

## 会議報告



# 国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2016年6月)

IASBでは2016年6月度（6月20日～22日）、次のトピックが議論されている。

プロジェクト/今回の議論の概要	今回の会議での討議・決定事項
<p>① <b>のれん及び減損</b> のれん及び減損プロジェクトについて進捗状況の共有等が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>② <b>資本の特徴を有する金融商品</b> 資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチ・プロジェクトについて進捗状況の共有等が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>③ <b>保険契約</b> 新保険基準の文案作成プロセスで生じた、狭い範囲の論点等に関して議論が行われた。</p>	<p>詳細は I (33頁) 参照</p>
<p>④ <b>概念フレームワーク</b> 収益及び費用の定義と財務業績に関する情報等について議論が行われた。</p>	<p>詳細は II (34頁) 参照</p>
<p>⑤ <b>年次改善 IAS第12号「法人所得税」</b> IAS第12号「法人所得税」の表示の要求事項の明確化を図るIFRS解釈指針委員会からの提案等について議論が行われた。</p>	<p>IAS第12号52B項の表示の要求事項は、52A項に記述されている状況に限定されないというIFRS解釈指針委員会の結論に同意した。また、IFRS解釈指針委員会が提案した修正案を、2015-2017年の年次改善サイクルに含めることを暫定決定した。さらに、当該修正案に関して、遡及適用すること及び早期適用を認めることを暫定決定した。</p>

IASB会議概要に関して、暫定決定が行われたトピックを中心に、次の項目に分けて記載する。

**「背景」、「今回の議論のテーマ」、「主な暫定決定事項」、「今後の予定」**

IASB会議概要では、それぞれのトピックにおいて、どのような問題意識をもとに議論がスタートし、議論が進んでいるかについて、その概要を記載することを目的とする。高品質な会計基準開発のため、IASBにおいて議論は限りなく行われており、議論の本質を見失わないため、上記のような構成としている。

このIASB会議概要は、このような趣旨で記載しているため、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update<sup>1</sup>」及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳<sup>2</sup>を参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

**I 保険契約**

**背景**

現行のIFRS第4号「保険契約」は、過渡的な基準であり、既存の会計方針を容認しているため、保険契約に関する多様な会計処理が存在している。そのため、世界的に認められた包括的な保険契約に関する会計基準の作成が急務と認識されており、2010年に公開草案が公表され、2013年には再公開草案という形で限定的に意見を求める草案が公表されている。再公開草案に関して、2013年末までコメント期限が設けられ、IASBでは2014年から再審議を開始している。

再公開草案では、保険負債を、①将来キャッシュ・フローの期待値(割引後)、②リスク調整、③契約上のサービス・マージン(CSM)の合計額で測定する(ビルディング・ブロック・アプローチ)。受け取った保険料は、将来の保険金支払に対応した部分(①)、将来の不確実性を想定して対応した部分(②)、保険会社の収益を想定した部分(③)に分解して、会計処理を考えるアプローチである。そして、契約開始時に見積もった基礎率は每期見直し、見直しに伴い発生した差額はその発生要因に応じて、純損益又はその他の包括利益(OCI)に認識するか、CSMで調整することを提案している。

また、このような保険料を構成要素に分解して検討する煩雑な手続を軽減するため、短期間の保険契約等に関しては、

「保険料配分アプローチ」と呼ばれる簡便的な会計処理を行うことが認められている。

こうした会計処理に関する審議は終了し、現在は新保険基準の文案作成が行われている。

**今回の議論のテーマ**

新保険基準の文案作成プロセスで生じた、狭い範囲の論点等に関して議論が行われた。



**主な暫定決定事項**

- CSMの測定に関して、以下を暫定決定した。
  - ◇ CSMの測定は、不利な契約の判定に使用されるグループを用いて行う。
  - ◇ CSMを損益計算書に配分する際に、期末現在でグループに残存している契約の予想される存続期間及び規模を反映する。
- 新保険基準において、将来、現在及び過去のサービスに関する履行キャッシュ・フローの変動についてのガイダンスを改訂することを暫定決定した。
- 保険の金融収益又は費用の表示及び開示に関して、以下を暫定決定した。
  - ◇ リスク調整の変動を金融要素と引受要素に分解する必要はない。
  - ◇ リスク調整を分解しない場合には、リスク調整の変動全体を引受要素として表示する。
  - ◇ リスク調整の変動を金融要素と引受要素に分解しているか、又は引受要素として表示しているかを開示する。
  - ◇ 規則的な配分額に関するガイダンスを示す。
  - ◇ 追加的なガイダンスとして、金融上の仮定の変更が、保険契約者に支払われる金額に多大な影響を与えない保険契約については、規則的な配分額は契約の開始時に適用される割引率を用いて算定することを示す。一方、金融上の仮定の変更が、保険契約者に支払われる金額に多大な影響を与える保険契約については、規則的な配分額は、残存している改訂後の予想される金融費用を契約の残存期間にわたり一定の率で配分する

利率を使用するか、又は当該期間に保険契約者に付与した金額と将来の期間に付与すると見込まれる金額に基づく配分額を使用することを示す。

- ◇ 財務業績の計算書に認識した保険の金融収益又は費用の総額の分析の開示は、具体的に要求しない。ただし、企業は報告期間における保険の金融収益又は費用の総額を説明すべきであるという目的を、新保険基準に含める。当該目的を達成するために、保険の金融収益又は費用と、企業が保有している関連する資産に係る投資リターンとの関係を説明する。また、企業が純損益に表示している保険の金融収益又は費用の計算に使用している手法の説明を開示する。
- 発行した再保険契約や、保有している再保険契約には変動手数料アプローチを適用しないことを暫定決定した。

### 今後の予定

文案作成プロセスから生じる追加的な整理論点の議論を、2016年の第3四半期に行う予定である。

## II 概念フレームワーク

### 背景

IASBの現行の概念フレームワークは、IASBの前身組織である国際会計基準委員会 (IASB) が1989年に開発したものがベースとなっている。2010年に米国財務会計基準審議会 (FASB) との共同プロジェクトの成果として、一部見直しが行われたが、それ以外の内容に関しては、そのまま引き継がれている。

概念フレームワークは、財務報告のための概念的な枠組みを提供し、IASBが金融市場に透明性、説明責任、効率性をもたらす基準を開発する助けとなるものである。しかし、現行の概念フレームワークは、一部の分野に関して十分な記述がないといった点や、より明確化が必要である点等の課題が指摘されていた。2012年にIASBが実施したアジェンダ協議においても、こうした点が改めて指摘され、IASBは概念フレームワークに係るプロジェクトを再始動している。

そして、IASBは2013年7月にディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」を公表した。ここでのコメント等を踏まえ、2015年5月には公開草案

「財務報告に関する概念フレームワーク」を公表し、現行の「財務報告に関する概念フレームワーク」を改訂することを提案している。

### 今回の議論のテーマ

収益及び費用の定義と財務業績に関する情報等について議論が行われた。



### 主な暫定決定事項

- 収益及び費用の定義に関して、以下を暫定決定した。
  - ◇ 収益及び費用の定義は、公開草案で提案した定義とすることを確認する。
  - ◇ 収益及び費用を生じさせる可能性のある、典型的な種類の取引及び事象の議論を概念フレームワークには含めない。
- 財務業績に関する情報に関して、以下を暫定決定した。
  - ◇ 損益計算書を、当期の企業の財務業績に関する情報の主要な源泉として記述するが、当該計算書の目的を示すことはしない。
  - ◇ 収益及び費用は損益計算書に含めるべきであるという原則を示す。ただし、資産又は負債の現在価額の変動をOCIに含めることによって、情報の目的適合性又は忠実な表現が高められる場合は除く。この原則は、公開草案で提案した反証可能な推定を置き換えるものとなる。
  - ◇ 収益及び費用をOCIに含めることに関する決定は、基準設定の際にIASBのみが行うことのできるものであると記載する。こうした決定を行う際に、IASBは、資産又は負債の現在価額の変動を損益計算書から除外することが、なぜ情報の目的適合性又は忠実な表現を高めるのかを説明することが必要となる。
  - ◇ 原則として、OCIに含めた収益及び費用は、リサイクル(組替調整)によって情報の目的適合性又は忠実な表現が高まる場合にリサイクルすべきであると記載する。この原則は、公開草案で提案した反証可能な推定を置き換えるものとなる。

- ◇ OCIに含めた収益及び費用がリサイクルされない場合があることを記載する。例えば、情報の目的適合性又は忠実な表現を高めるために、リサイクルを行う期間又はリサイクルする金額を識別するための明確な基礎がない場合である。
- ◇ OCIに含めた収益及び費用をリサイクルすべきかどうか、いつリサイクルすべきかに関する決定は、基準設定の際にIASBのみが行うことのできるものであると記載する。こうした決定を行う際に、IASBは、リサイクルが情報の目的適合性又は忠実な表現を高めることとなる理由を説明することが必要となる。

### 今後の予定

今後の会議において、資産の定義及び補強的なガイダンス、認識及び測定基礎を選択する際に考慮すべき要因等に関して議論を行う予定である。

(機関誌編集委員会編集員 松尾洋孝)

- 
- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
  - 2 [https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/iasb/update/2016.shtml](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/update/2016.shtml)